

御殿場市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

第1 通則

1 目的

このガイドラインは、犯罪の抑止を目的として道路、公園、広場等公共空間を撮影するために設置される街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）について、設置及び運用の基準を示すことにより、防犯カメラの適正な運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) このガイドラインは、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、個人のプライバシーを保護するために、防犯カメラの設置者に対して、その設置及び運用にあたり配慮する必要がある事項を示すものである。
- (2) このガイドラインは、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しができるものとする。

第2 道路、公園、広場等公共空間を撮影するために設置された防犯カメラの設置及び運用に関する基準

防犯カメラの設置及び運用に関する基準は、次のとおりとする。

1 定義

(1) 防犯カメラ

このガイドラインにおける防犯カメラとは、犯罪の抑止を目的として道路、公園、広場等公共空間に向けて特定の場所に継続的に設置し撮影するビデオカメラ及びこれに附属する機器をいう。

(2) 画像

画像とは、防犯カメラにより録画した映像をいう。

(3) 市民等

市民等とは、本市に在住、在勤、在学し、又は本市に滞在、若しくは本市を通過する者をいう。

2 設置者等が配慮する必要がある事項

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、次の事項に留意し、防犯カメラの設置、運用及び画像の取扱いを適正に行うものとする。

- (1) 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの適正な設置及び運用を行うため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」といい、設置者とあ

わせて以下「設置者等」という。)を置くものとする。

- (2) 設置者は、防犯カメラの設置について、現場において明らかになるよう、防犯カメラの撮影対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラ稼働中の旨、管理責任者及び管理責任者の連絡先を別記第1号により表示するものとする。
- (3) 設置者は、防犯カメラの設置にあたり目的を明確にするとともに、住宅内部の私的空間等不必要な個人画像の撮影を防ぐため、防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲について十分に検討し、必要最小限の範囲に限定することとする。
- (4) 設置者等は、緊急かつ特別な理由がない限り、自ら画像を確認することはできない。また、画像から事情により知り得た市民等の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。
- (5) 設置者等は、画像から知り得た市民等の情報が、その他の防犯カメラの運用に従事する者により他に漏れることのないように、又は不当な目的のために使用されないように必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 設置者等は、次の場合を除き、画像から知り得た市民等の情報を第三者に提供することができない。
 - ア 法令に基づき、文書により提供を求められた場合
 - イ 捜査機関から文書により犯罪捜査目的で提供を求められた場合
 - ウ 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合
 - エ 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合
- (7) 設置者等は、画像の保存期間として、録画日の翌日から起算して原則として最大30日以内で必要最小限度の保存期間を決め、記録媒体は、施錠等により防護された場所に保管するものとする。又、画像及び記録媒体の不正使用、外部流出、改ざん、逸失等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- (8) 設置者等は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情を受けた時は、速やかに対応し、適切な措置を講ずるものとする。
- (9) 設置者は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する規程を策定し、防犯カメラの設置及び運用が適正なものとなるよう努めるものとする。

なお、防犯カメラの設置者が策定する防犯カメラの管理、運用に関する規程に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

- ア 防犯カメラの設置目的に関すること
- イ 防犯カメラの設置場所、撮影範囲に関すること
- ウ 管理責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者（管理取扱者・苦情処理担当者）の指定に関すること
- エ 画像の取扱いの制限に関すること

オ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理の措置に係る次の事項に関すること

(i) 画像の保存期間

(ii) 画像の廃棄方法

(iii) 画像の記録された媒体の保管

カ 苦情処理に関すること

キ その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

(10) 設置者は、管理責任者及び画像の保存期間等を記載した別記第2号を所定の場所に備えておくものとする。

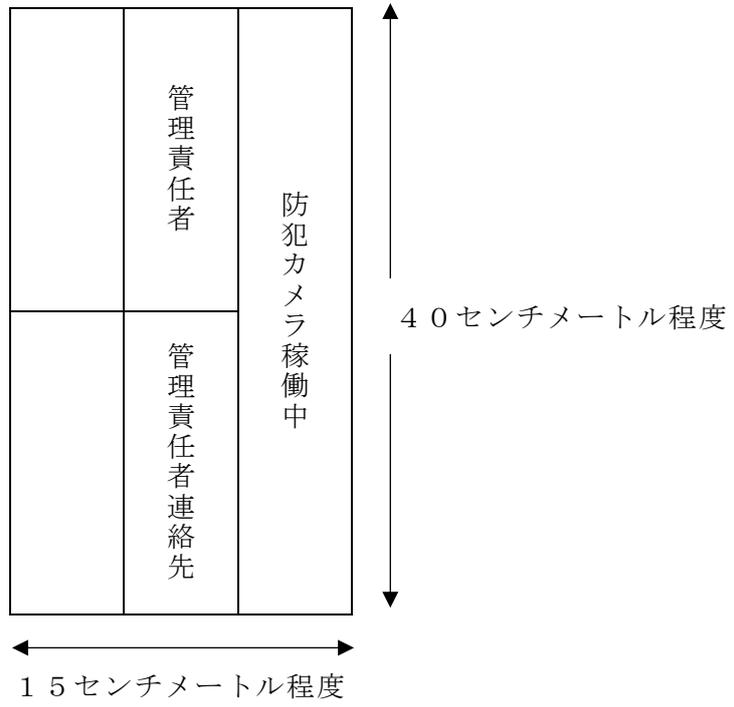
3 防犯カメラの設置に伴う個人情報の取扱い

画像（個人情報）の取扱いについては、このガイドラインに定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、適切に行うものとする。

4 その他

防犯カメラの管理業務を事業者に委託する場合は、委託事業者に対し、当ガイドラインで示した管理、運用規定を徹底させるものとする。

別記第1号



別記第2号

項 目	規定内容
防 犯 カ メ ラ の 設 置 場 所	
防 犯 カ メ ラ の 設 置 台 数	
防 犯 カ メ ラ の 設 置 の 明 示	表示内容 防犯カメラ稼働中 管理責任者 管理責任者連絡先
防 犯 カ メ ラ の 管 理 責 任 者	職 名 氏 名
画 像 表 示 装 置 (モ ニ タ ー) の 有 無	有 ・ 無
録 画 装 置 の 有 無	有 ・ 無
	録画装置機種名
画 像 デ ー タ の 保 管 場 所 及 び 保 存 期 間	保管場所 保存期間
防 犯 カ メ ラ の 管 理 取 扱 者 (複 数 指 定 可)	職 名 氏 名
	職 名 氏 名
	職 名 氏 名
苦 情 処 理 担 当 者	職 名 氏 名